

**成年後見制度利用支援
のための
Q&A
(暫定版)**

平成 28 年 3 月

認定特定非営利活動法人
成年後見センターもりおか

目 次

はじめに	2
1 成年後見制度について	
Q1 成年後見制度とはどのような制度ですか	3
Q2 成年後見制度について、もう少し具体的に説明してください	3
Q3 法定後見制度の「類型」について説明してください	4
Q4 財産の少ない方や財産のない方も、成年後見制度を利用できますか	5
2 申立ての仕方・手順	
Q5 具体的手続きに入る前に相談できる場所はありますか	6
Q6 法定後見制度を利用するために、最初に行うことは	7
Q7 家庭裁判所はどこにありますか	7
Q8 審判の申立てにはどのような書類が必要ですか	8
Q9 「登記されていないことの証明書」とはどのようなものですか	9
Q10 診断書の作成はどこに依頼すればいいのですか	9
Q11 申立には費用がかかりますか	10
Q12 必要書類を用意したらどうすればいいのですか	11
Q13 親族に申立てする人がいない場合にはどうすればよいのですか	12
Q14 どのような人を後見人等にすればいいのですか	12
Q15 申立費用がない場合にはどうすればよいのですか	12
Q16 どの程度の期間で審判がなされますか	13
3 審判後について	
Q17 審判がなされると、次はどうなりますか	14
Q18 後見人等の職務について	14
Q19 後見人等ができないことはありますか	15
Q20 後見等はいつまでつづきますか	15
Q21 後見等開始後の費用について	15
4 日常生活自立支援事業との関連について	
Q22 成年後見制度と日常生活自立支援事業の違いは？	16
Q23 成年後見制度と日常生活自立支援事業を併せて利用できますか	16
5 「成年後見センターもりおか」について	17
6 資料	18

○ はじめに

成年後見制度は、2000年の制度開始以来、認知症の方、知的障害のある方、精神障害の方などの判断能力が十分とは言えない方々の権利を守り、生活を支援する重要な仕組みとして大きな役割を果たしてきました。

一方で、成年後見制度を利用していけば発生することは無かったと考えられる権利侵害事件も、報道からわかるように全国的に少なからず発生しています。岩手県においても、不適切な管理により知的障害者の年金が失われてしまうなどの事件が発生した経緯があり、このような事件を過去のこととして忘れ去ることはできません。

1970年代頃から、ノーマライゼーション、ユニバーサルデザイン、ソーシャルインクルージョンなどの考え方がわが国に導入される中で、福祉の支援は、全ての人が社会とつながり、その人らしく当たり前の生活を送ることができ、偏見や差別、そして暴力から守られその人の意思や思いが尊重されることを中心課題として展開されてきています。成年後見制度は、このようなテーマへ取り組みにおいて、有効な手段となり得ると考えられます。

このQ&Aは、成年後見制度を利用する上で手がかりとなることを一問一答式に取りまとめたものです。相談支援の現場で活躍されている支援者の方々の傍らにあつて、成年後見制度の普及推進に少しでも貢献するよう願って作成しました。

成年後見制度に関する解説書や手引きは多数発行されており、Web上で見ることもできますが、最初にどうするか、その次は・・・といった視点で作成しました。作成にあたっては、Web上の資料を中心に多くの資料を参考にし、資料から一部を引用しています。参考・引用資料については最後に一覧として掲載してありますので、併せてご利用ください。

また、このQ&Aは暫定版として作成したものです。今後、必要に応じて内容を改訂し、ホームページに掲載するなどにより充実していきたいと考えております。皆様から、ご意見やご感想を頂戴できれば幸いです。

文末になりますが、このQ&Aの作成を支援していただきました、公益財団法人いきいき岩手支援財団に感謝申し上げます。

平成28年3月

認定特定非営利活動法人成年後見センターもりおか

1 成年後見制度について

(成年後見制度には、法律による「法定後見制度」と契約による「任意後見制度」があります。このマニュアルでは、「法定後見制度」を中心に説明しています。)

Q1 成年後見制度とはどのような制度ですか

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などによって、ある人(以下「本人」といいます。)の判断能力(*)が十分でない方について、本人の権利を守る援助者(成年後見人等)を選ぶことにより、本人を法的に保護し、支えるための制度です。

上記のとおり、民法による法定後見制度と契約による任意後見制度があります。

*判断能力とは？

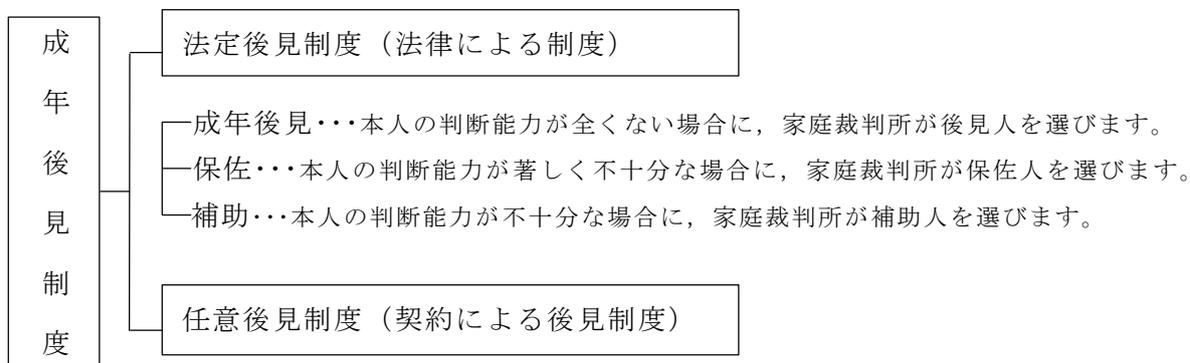
売買や贈与等をする際、その行為が自分に有利なのか不利なのか、適正か不適正かなどを考えるために必要な精神能力。民法では、「事理弁識能力」と記載されている。

Q2 成年後見制度について、もう少し具体的に説明してください

例えば、預金の引き出しや解約、介護サービスや福祉サービスの利用契約締結、遺産分割協議、不動産の売買等をする必要がある場合、本人の判断能力が全くなければ、そのような行為はできませんし、判断能力が不十分な場合にこれを本人だけで行うと、本人にとって不利益な結果を招くおそれがあります。このような場合に、家庭裁判所が本人に対する援助者(後見人、保佐人、補助人)を選び、その援助者が本人のために必要な活動をする制度です。

したがって、本人の障害が身体的なものだけの場合や、本人が単なる浪費者、性格の偏りがあるだけである場合にはこの制度を利用できません。また、本人を保護するための制度ですから、本人の財産を贈与したり、貸し付けたりすることは原則として認められません。親族が本人の財産の内容を知る目的でこの制度を利用することも適切ではありません。

<図1> 法定後見制度と任意後見制度



本人に判断能力があるうちに、将来判断能力が不十分な状態になることに備え、公正証書を作成して任意後見契約を結び任意後見人を選んでおき、本人の判断能力が不十分になったときに任意後見人が本人を援助する制度です。家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、その契約の効力が生じます。

任意後見制度の詳しい内容や手続きの方法については、公証人役場で相談してください。岩手県内の公証人役場は、盛岡市、花巻市、宮古市、一関市にあり、住所等は表1以下のとおりです。

<表1> 岩手県内の公証人役場一覧

名称	住所	電話
盛岡公証人合同役場	盛岡市大通 3-2-8 岩手県金属工業会館 3階	019-651-5828
花巻公証役場	花巻市花城町 10-27 花巻商工会議所会館 3階	0198-23-2002
宮古公証役場	宮古市宮町 1-3-5 陸中ビル 2階	0193-63-4431
一関公証役場	一関市田村町 2-25	0191-21-2986

Q3 法定後見制度の「類型」について説明してください

法定後見制度には、「後見」「保佐」「補助」の三類型があり、概要は表2のとおりです。

<表2> 法定後見制度の概要（平成 25.9 法務省民事局作成パンフレットから）

	後見	保佐	補助
対象となる方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
審判の申立をすることが出来る人	本人、配偶者、四親等以内の親族、検察官、市町村長など(注1)		
成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）の同意が必要な行為		民法 13 条 1 項所定の行為(注2)(注3)(注4)	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」（民法 13 条 1 項所定の行為の一部）(注1)(注2)(注4)
取消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為	同上(注2)(注3)(注4)	同上(注2)(注4)
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」（注1）	同左(注1)
制度を利用した場合の資格などの制限	医師、税理士等の資格や会社役員、公務員等の地位を失うなど(注5)	医師、税理士等の資格や会社役員、公務員等の地位を失うなど	

(注 1) 本人以外の者の申立てにより、保佐人に代理権を与える審判をする場合、本人の同

意が必要になります。補助開始の審判や補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合も同じです。

(注2) 民法13条1項では、借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築などの行為が挙げられています。

(注3) 家庭裁判所の審判により、民法13条1項所定の行為以外についても、同意権・取消権の範囲を広げることができます。

(注4) 日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。

(注5) 公職選挙法の改正により、選挙の制限はなくなりました。

***日常生活に関する行為は取消権の対象から除外されている**

成年後見制度は、「本人の保護」と「現有（残存）能力の活用」や「ノーマライゼーション」の理念の調和を図った制度であり、本人の「自己決定の尊重」や「あたり前の生活の実現」という観点から、「日常生活に関する行為」は取消権の対象から除外されていると考えられます。

「日常生活に関する行為」とは、日用品の購入、食料品の購入などが該当すると考えられますが、本人の状況により総合的に判断する必要があります。

(参考：「Q&A 成年後見実務全書」民事法研究会発行)

Q4 財産の少ない方や財産がない方も、成年後見制度を利用できますか

年金収入のみで毎月の生活を賄っており、預貯金や不動産など保護されるべき財産を持たない方であっても、当然のことながら法定後見制度の対象となります。例えば、介護・福祉サービスの利用契約の代理や毎月の利用料金の支払いなどを後見人等が行い、本人に必要な社会サービスを利用していただくことが可能であり、成年後見制度は、本人の生活支援の重要な手段です。

2 申立ての仕方・手順

Q5 具体的手続きに入る前に相談できる場所はありますか

成年後見制度を利用したいが制度について詳しく知りたい、具体的手続きについてよく相談したい、利用すると具体的にどうなるのか等々について審判の申立の前に相談したい場合、表3に例示してある機関等で相談することができます。事前に電話により相談予約することをおすすめします。市町村や市町村社会福祉協議会においても、成年後見制度に関する相談を受け付けている場合があります。

また、弁護士や司法書士などの法律専門職に直接相談することもできます（有料となる場合があります。）。

なお、手続きについては、家庭裁判所へお問い合わせください（Q7参照）。

<表3>成年後見制度に関する岩手県内の主な相談先（例示、順不同）

機関等の名称	所在地	電話番号
日本司法支援センター岩手事務所（法テラス岩手）	〒020-0022 盛岡市大通 1-2-1 岩手県産業会館本館（サンビル）2階	0503383-5546
岩手弁護士会法律相談センター	〒020-0022 盛岡市大通 1-2-1 岩手県産業会館本館（サンビル）2階岩手弁護士会内	019-623-5005
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート岩手支部	〒020-0015 盛岡市本町通二丁目 12番18号 岩手県司法書士会内	019-653-6101
一般社団法人コスモス成年後見サポートセンターコスモス岩手	〒020-0024 盛岡市菜園 1-3-6 農林会館5F 岩手県行政書士会内	019-623-1555
岩手県社会保険労務士会	〒020-0821 盛岡市山王町 1-1	019-651-2373
岩手県社会福祉士会	〒020-0801 盛岡市浅岸 3-23-50 浅岸和敬荘内	019-651-6111
特定非営利活動法人成年後見センターもりおか	〒020-0024 盛岡市菜園 1-4-10 第二産業会館3階	019-626-6112
地域包括支援センター	県内の全市町村に設置されています。詳しくは、市町村介護保険担当課にお問い合わせください。	

*事前の予約をお勧めします。

*機関等によっては、有料となる場合があります。

Q6 法定後見制度を利用するために、最初に行うことは

法定後見制度を利用する場合、表2の「審判の申立をすることができる人」が家庭裁判所に申立する必要があります。

Q7 家庭裁判所はどこにありますか

審判の申立は、本人の住所地を管轄している家庭裁判所・支部・出張所に行います。岩手県内の家庭裁判所・支部・出張所の住所、管轄区域は表4のとおりです。

<表4> 岩手県内の家庭裁判所・支部・出張所

裁判所名	住所・電話	管轄区域
盛岡家庭裁判所	〒020-8520 盛岡市内丸9番1号 019-622-3457（後見係直通）	盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町
盛岡家庭裁判所花巻支部	〒025-0075 花巻市花城町8番26号 0198-23-5276	花巻市、北上市、西和賀町
盛岡家庭裁判所二戸支部	〒028-6101 二戸市福岡字城ノ内4番地2 0195-23-2591	二戸市、一戸町、軽米町、九戸村
盛岡家庭裁判所久慈出張所	〒028-0022 久慈市田屋町第2地割50番地5 0194-53-4158	久慈市、洋野町、野田村、普代村
盛岡家庭裁判所遠野支部	〒028-0515 遠野市東館町2番3号 0198-62-2840	遠野市、釜石市、大槌町
盛岡家庭裁判所大船渡出張所	〒022-0003 大船渡市盛町字津野沢9番地の3 0192-26-3630	大船渡市、陸前高田市、住田町
盛岡家庭裁判所宮古支部	〒027-0052 宮古市宮町1丁目3番30号 0193-62-2925	宮古市、岩泉町、山田町、田野畑村
盛岡家庭裁判所一関支部	〒021-0877 一関市城内3番6号 0191-30-1927	一関市、平泉町
盛岡家庭裁判所水沢支部	〒023-0053 奥州市水沢区大手町4丁目19番地 0197-24-7181	奥州市、金ヶ崎町

Q8 審判の申立てにはどのような書類が必要ですか

申立てに必要な書類は、家庭裁判所・支部・出張所ごとに異なる場合がありますので、必ず管轄の家庭裁判所・支部・出張所に事前に確認してください。

東京家庭裁判所ホームページに記載されている申立てに当たって用意する必要がある書類は、表5のとおりです。書類はすべて3ヶ月以内のものに限ります。繰り返しのなりますが、書類の様式は、家庭裁判所・支部・出張所ごとに一部異なることがありますので、申立書類は必ず住所地を管轄している家庭裁判所・支部・出張所で入手してください。なお、提出書類には、マイナンバー（個人番号）の記載は必要ありません。住民票、源泉徴収票なども、マイナンバーのないものを提出することになります。

この冊子に、東京家庭裁判所作成の各書類記載例及び「成年後見等申立てチェックシート」掲載ページのURLを記載してありますので、参考としてください（実際の申立てに当たっては、管轄の家庭裁判所・支部・出張所に確認してください。）。

「東京家庭裁判所成年後見センター」でインターネット検索すると、必要な情報を得ることができます。

<http://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/koken/>

<表5> 申立てに必要な書類等（東京家庭裁判所ホームページから抜粋し一部省略変更）

	必要書類等	取り寄せ先
1	申立書類 ◎申立書 ◎申立事情説明書 ◎親族関係図 ◎本人の財産目録及びその資料 ◎後見等候補者事情説明資料 ◎親族の同意書	家庭裁判所・ 支部・出張所
2	戸籍謄本 ◎本人及び後見等候補者 （本人と後見等候補者が同一戸籍の場合は1通で構わない。）	各市町村役場 担当窓口
3	住民票（世帯全部、省略のないもの） ◎本人及び後見等候補者 （本人と後見等候補者が同一戸籍の場合は1通で構わない。）	各市町村役場 担当窓口
4	登記されていないことの証明書 ◎本人 （証明事項は、「成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人とする記録がない。」欄にチェックする。 *Q&Aで説明しています。	東京法務局
5	診断書（成年後見用）、診断書付票 （診断書の作成については、Q10参照）	家庭裁判所・ 支部・出張所

Q9 「登記されていないことの証明書」とはどのようなものですか

旧禁治産者・準禁治産者制度では、禁治産者・準禁治産者であることが戸籍に記載されていました。この制度が廃止され、成年後見制度となってからは、被後見人、被保佐人、被補助人という審判がなされていることは、戸籍には記載されないこととなりました。その代わりに、「成年後見登記」という制度が始まり、被後見人、被保佐人、被補助人という審判がなされると、審判を行った全国の家庭裁判所・支部が東京法務局に成年後見登記し東京法務局で一元的に管理しています。

成年後見の申立を行う場合には、対象となる本人について、成年後見の登記がなされていないことの証明書を添付する必要があります。

この証明書の発行事務を、東京法務局が行っていますが、各地方法務局でも発行を受けることができます。岩手県の場合、盛岡地方法務局戸籍課窓口で発行を受けることができます。郵送で発行を受ける場合には、東京法務局直接となります。発行手数料が必要となります。

なお、親族等が交付を請求する場合には、本人との関係を示す戸籍謄本が必要となります。戸籍謄本は、あらかじめコピーをとり、原本と一緒に提出すると原本を返還してもらうことができます。代理人が請求する場合には、委任状も必要となります。また、請求する人の本人確認ができる運転免許証等の提示を求められることがあります。関係先住所等は、表6のとおりです。

<http://houmukyoku.moj.go.jp/morioka/static/77toukisareteinai.html>

<表6> 「登記されていないことの証明書」発行請求先

請求の方法	取り扱い機関	住所等
窓口で交付を受ける	盛岡地方法務局戸籍課	〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号 盛岡第2合同庁舎4階 TEL 019-624-9856
郵送で交付を依頼	東京法務局民事行政部 後見登録課	〒102-8226 千代田区九段南1丁目1番15号 九段第2合同庁舎 TEL 03-5213-1360

Q10 診断書の作成はどこに依頼すればいいのですか

診断書の作成については、基本的に主治医にお願いし、本人の判断能力が成年後見のどの類型に該当するかを診断してもらい、その診断書を添付します。診断書作成費用は、申立を行う人の負担になります。

主治医が成年後見用診断書の作成に慣れていない場合もあると考えられますが、裁判所ウェブサイト「成年後見制度における診断書作成の手引」が掲載されています。

http://www.courts.go.jp/saiban/syurui_kazi/kazi_09_02/

Q11 申立には費用がかかりますか

診断書の作成以外にも、申立には費用がかかります。申立に伴い、必要となる費用は次のとおりです。なお、保佐や補助の申立で代理権や同意権の付与を必要とする場合など。申立の内容によっては、費用が増加する場合があります。

①申立費用 800円（収入印紙）

（代理権または同意権付与の場合、1件800円（収入印紙））

②登記費用 2,600円（収入印紙）

③送達・送付費用

後見の場合 3,334円（郵便切手の内訳は各裁判所にお問い合わせください。）

保佐・補助の場合 3,474円（郵便切手の内訳は各裁判所にお問い合わせください。）

④鑑定費用 実費（数万円。鑑定が必要とされない場合も少なくありません。）

Q12 必要書類を用意したらどうすればいいですか

管轄の家庭裁判所・支部・出張所に必要書類を提出し、申立を行うこととなります。この際には、事前に予約してから訪問することをお勧めします。

標準的な流れは、図2のとおりとなります。

<図2> 標準的な審理の流れ（申立受付から審判まで1～2ヶ月程度かかります。）

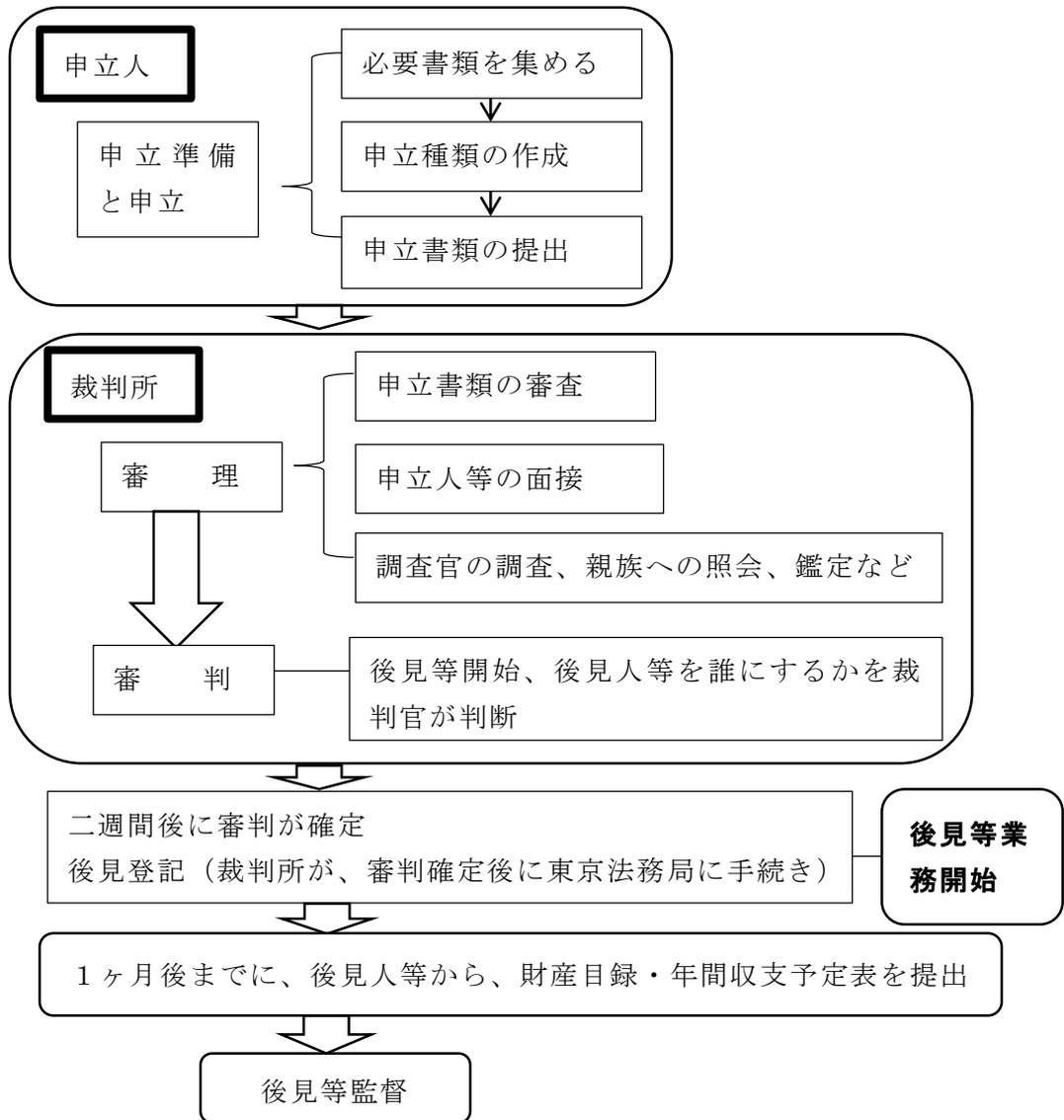


図2の出典

http://www.courts.go.jp/tokyo-f/vcms_1f/150928seinenkoukennin-mousitate-tebiki.pdf に掲載の図をもとに作成。

Q13 親族に申立てする人がいない場合にはどうすればよいですか

親族に申立てをする人がいないということについて、二つの場合が考えられます。

一つは、審判申立てをすることができる四親等以内の親族が存在しない場合、もう一つは、配偶者や子どもなどの親族が存在しても親族が申立てを拒否している場合などです。

前者の場合には、親族確認に多くの時間と労力を要する可能性があります。また、後者の場合には、例えば親族から虐待を受けているなどの可能性を否定できない場合もあり、速やかな対応が求められます。

いずれにしても、法定後見制度は判断能力が不十分な方の生活を支援する仕組みですから、必要な方が必要な支援を受けられることが大切です。

親族に申立てをする人がいない場合には、老人福祉法、知的障害者福祉法、精神障害者の保健と福祉に関する法律の規定により、市町村長による申立てを行うことが可能です。

市町村長による申立てについて、厚生労働省から、次のとおりの通知あり、市町村における対応のガイドラインが示されています。

平成 17 年 7 月 29 日付け厚生労働省通知「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」の一部改正について

*市町村長申立ての法的根拠

市町村長の申立ての法的根拠は民法ではなく、各関係福祉法に規定されています。法律上は、「申立」ではなく「審判の請求」と記載されています。

- ・ 65 歳以上の者＝老人福祉法：第 32 条
- ・ 知的障害者＝知的障害者福祉法：第 28 条
- ・ 精神障害者＝精神保健及び精神障害者福祉に関する法律：第 51 条の 1 1 の 2

Q14 どのような人を後見人等にすればいいのですか

申し立てする場合には、誰を後見人等にするかを申立書に記載します。

適当な人がない場合には、第三者を後見人等にすることも可能です。家庭裁判所・支部・出張所で相談してみてください。

第三者後見人等として、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職種が選任される場合があります。また、法人が、専門的に業務として成年後見活動を行っている場合もあります。

知的障害者を対象とした成年後見活動を行っている法人として、「認定特定非営利活動法人成年後見センターもりおか」などがあります。なお、成年後見センターもりおかでは、知的障害者以外の方の成年後見制度利用について、幅広く相談に応じています。

「成年後見センターもりおか」については、「5」で紹介しています。

Q15 申立費用がない場合にはどうすればよいですか

市町村によっては、申立費用に対する補助を行っている場合もありますが、現在までの所、岩手県内の市町村で費用助成を実施している市町村は限られています。

具体的には、お住まいの市町村の福祉担当課にご相談ください。

Q16 どの程度の期間で審判がなされますか

図2に記載のとおり、通常は申立を受け付けてから審判がなされるまで、1から2か月程度の期間がかかります。

3 審判後について

Q17 審判がなされると、次はどうなりますか

審判がなされると、審判した家庭裁判所・支部・出張所から申立人や後見人等に審判書が届きます。審判書が届いてから2週間以内に不服申立がなされなければ、後見等が開始となる審判の法的効力が確定します。審判に不服のある申立人や関係人は、2週間の間に不服申立の手続きをとることが出来ますが、誰を後見人等にするかについては不服を申し立てることはできません。例えば、親族を後見人候補者として申立書類に記載した場合、親族間に何らかの争いがあると、家庭裁判所・支部・出張所は第三者後見人を選任することがあり、選任されたことについて不服を申し立てることはできません。

審判が確定すると、審判を行った家庭裁判所・支部・出張所は、東京法務局に審判内容の登記を行います。登記が完了すると、後見人等に対し、家庭裁判所・支部・出張所から登記番号の通知があり、後見人等は東京法務局もしくは盛岡法務局で登記証明書を取得することができます。

後見人等は、審判決定書、登記証明書をもとに必要な調査を行い、財産目録や収支予定を作成し、審判を行った家庭裁判所・支部・出張所に提出する必要があります。

Q18 後見人等の職務について

後見人等は、本人を法的に保護する必要があります。

職務の内容は、後見類型、保佐類型、補助類型により異なり、各類型における職務は、東京家庭裁判所が作成した「成年後見申立ての手引き」(平成27年10月電子版)には、①から③のとおり記載されています。

① 成年後見人の主な職務

成年後見人は、本人の財産の全般的な管理権とともに代理権を有します。つまり、本人の意思を尊重し、かつ、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら(身上配慮義務)、財産を適正に管理し(財産管理義務)、必要な代理行為を行っていきます。そして、それらの内容がわかるように記録しておくとともに、定期的に家庭裁判所に報告しなければなりません(報告義務)。

具体的には、本人の財産が他人のものと混ざらないようにする、通帳や証書類を保管する、収支計画を立てる等の財産管理をするとともに、本人に代わって預金に関する取引、治療や介護に関する契約の締結等、必要な法律行為を行います。

② 保佐人の主な職務

保佐人の主な職務は、本人の意思を尊重し、かつ、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら(身上配慮義務)、本人に対し適切に同意を与えたり、本人に不利益な行為を取り消すことです。特定の行為について、代理権を行使する場合があります。そして、それらの内容について定期的に家庭裁判所に報告しなければなりません(報告義務)。

具体的には、本人が重要な財産行為を行う際に同意をすることや、本人が保佐人の同意を得ないで重要な財産行為をした場合にこれを取り消すことができます。また、代理権付与の申立てが認められれば、その認められた範囲内で代理権を有し、これに

対応した限度で本人の財産の管理権を有することになります（財産管理義務）。

③ 補助人の主な職務

補助人の主な職務は、本人の意思を尊重し、かつ、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら（身上配慮義務）、本人に対し適切に同意を与え、本人の行為の取消権又は代理権の行使をすることです。そして、それらの内容について定期的に家庭裁判所に報告しなければなりません（報告義務）。

代理権付与の申立てが認められれば、認められた範囲内で代理権を有し、これに対応した限度で本人の財産の管理権を有することになります（財産管理義務）。

Q19 後見人等ができないことはありますか

結婚や養子縁組などの身分上のこと、手術などに関する医療行為の同意、身元保証などの行為は、後見人等は行うことは適切ではないと考えられています。

また、後見人等の業務には、例えば掃除や洗濯などの生活上の世話、入浴や排泄介助などの介護などは含まれません。このような世話や介護が必要な場合には、身上監護業務として、本人を代理して介護保険等のサービス利用契約を締結し必要な生活上の支援を行うこととなります。

Q20 後見等はいつまでつづきますか

後見等は、申立の契機となったこと（例えば預金の引き出し、生命保険金の受領、遺産分割）などが終わったから終了するというものではありません。本人を法的に保護する必要は継続します。本人が死亡した場合には、後見等は終了します。

なお、本人が死亡した場合、後見人等は家庭裁判所・支部に届出を行い、管理していた財産等の引渡などについて指導を受けなければなりません。後見人等が勝手に本人の遺産分割などを行うことはできません。

Q21 後見等開始後の費用について

費用は大きく、後見等の活動に要する事務費実費（郵便代金、後見活動のための交通費など）と後見人等に対する報酬に分けられます。

後見報酬は、審判を行った家庭裁判所・支部が、後見人等の申立により1年ごとに報酬付与の決定を行います。

なお、これらの費用について、市町村が補助を行っている場合があります。ただし、現在までの所、岩手県内における実施市町村は限られています。具体的には、各市町村福祉担当課にお問い合わせください。

4 日常生活自立支援事業との関係について

Q22 成年後見制度と日常生活自立支援事業の違いは

日常生活支援事業は、社会福祉法によるもので、本人との契約に基づいて、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭等の管理を行うものです。本人との契約に基づく事業ですから、原則として本人に契約できるだけの判断能力が必要になります。市町村社会福祉協議会が窓口となり、県社会福祉協議会が事業運営を行っています。

福祉サービスの利用援助は可能ですが、代理権、同意権、取消権といった権限はありません。具体的には、表7を参考にしてください。

<表7>日常生活支援事業と成年後見制度の内容

	内 容	具 体 例
日常生活支援事業	日常的な生活援助の範囲内での支援	○福祉サービス利用の申し込み、契約手続きの援助など ○日常生活に必要なお金の出し入れなど
成年後見制度	財産管理や身上監護に関する契約等の法律行為全般	○施設への入退所契約、治療・入院契約など ○不動産の売却や遺産分割、消費者被害の取消しなど

*宮崎県社会福祉協議会ホームページより（一部改変）

<https://www.mkensha.or.jp/anshin/seido.html>

Q23 成年後見制度と日常生活自立支援事業を併せて利用できますか

例えば後見類型の場合には、本人に契約できる判断能力がないと考えられますが、このような場合にあっては、後見人が本人に代わって社会福祉協議会と日常生活自立支援事業の利用契約を結ぶことにより、制度を併せて利用することが可能となります。

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/11/dl/s1119-7e.pdf>

http://www.mhlw.go.jp/topics/2007/03/dl/tp0313-1c-03_03.pdf

5 成年後見センターもりおかについて

認定特定非営利活動法人成年後見センターもりおかは、法人後見を目的として設立された、岩手県で最初の特定非営利活動法人（NPO 法人）です。

法人後見は、後見等の業務を継続的に、永続性を持って行える、スタッフによるチーム対応による支援が可能、法人としての情報公開や透明性といったメリットがあります。

成年後見センターもりおかでは、現在、知的障害者を対象として法人後見業務を行っておりますが、相談については幅広く対応しております。

法人の事業概要については、以下のとおりです。

1 設立

平成20年10月

2 事業の概要

① 普及啓発、相談活動

- ・ 成年後見制度の理解と活用を広めます。
ご本人や親の会、福祉関係者の会等にも出向き、相談や情報の提供を行います。
- ・ スタッフや学識経験者がご本人やご家族からの相談をお受けします。
申立書の作成の相談をお受けします。
- ・ 事務所での相談
平日（月曜日～金曜日）、13：00から16：00にご相談ください。
事情をお聞きし、制度の活用について助言します。

② 法人による成年後見事業

- ・ 成年後見センターもりおか（法人）が成年後見人等を引き受けます。
- ・ 成年後見人等に選任された場合、専門職スタッフ（弁護士、税理士、司法書士、社会福祉士、学識経験者等）と支援スタッフが連携して支援をします。

3 場所、電話番号

〒020-0024

岩手県盛岡市菜園1丁目4番10号（第二産業会館3階）

電話・F a x 019-626-6112

4 ホームページ

<http://seinenkoukenmori.sakura.ne.jp/seinen/>

6 資料

① 参考・引用文献や資料

本文に文献名や資料名、URL 等を適宜記載しておりますが、次の資料を参考もしくは引用しております。

- 1) 赤沼他編「Q&A 成年後見実務全書」民事法研究会発行
- 2) 板野著「書式成年後見の実務」民事法研究会発行
- 3) 日本社会福祉士会編「支援者のための成年後見活用講座」日本社会福祉士会発行
- 4) 社会福祉士養成講座編集委員会編「権利擁護と成年後見制度」中央法規出版
- 5) 東京家庭裁判所、東京家庭裁判所立川支部「成年後見申立ての手引き」～東京家庭裁判所に申立てをする方のために～
http://www.courts.go.jp/tokyo-f/vcms_lf/150928seinenkoukennin-mousitate-tebiki.pdf
- 6) 東京家庭裁判所「後見 Q&A」
http://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/koken/koken_ga/index.html
- 7) 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見制度における診断書作成の手引」
http://www.courts.go.jp/vcms_lf/30475005.pdf
- 8) 法務省民事局「いざという時のために 知って安心 成年後見制度 成年後見登記」(パンフレット)
<http://www.moj.go.jp/content/001130908.pdf>
- 9) 千葉市成年後見支援センター「成年後見制度」(パンフレット)
<http://www.chiba-shakyo.com/sc/pamphlet.html>
- 10) 宮崎県社会福祉協議会「あんしんサポートセンター」(ホームページ)
<http://www.mkensha.or.jp/anshin/index.html>

② 成年後見申立書及び記載例

次の URL に、成年後見に関する申立書及び記載例が掲載されています。

http://www.courts.go.jp/vcms_lf/7401kouken.pdf

http://www.courts.go.jp/tokyo-f/vcms_lf/1602seinenkouken-mousitate-all.pdf

申立書は、各家庭裁判所において様式が異なる場合がありますので、必ず居住地を管轄する家庭裁判所で入手してください。

③ 申立書類のチェックリスト

次の URL に、申立て書類のチェックリストが掲載されています。

http://www.courts.go.jp/tokyo-f/vcms_lf/140314seinenkokenmousitate-checksheet.pdf

「成年後見制度利用支援のための Q&A」作成委員（敬称略 順不同）

社会福祉士 坂口繁治

社会福祉士 佐久山久美子

社会福祉法人カナンの園 ヒソブ工房 阿部孝司

盛岡広域圏障害者地域生活支援センター MY夢 工藤宏行

成年後見センターもりおか 高橋安夫

成年後見センターもりおか 齊藤芳広

成年後見センターもりおか 赤羽卓朗

この冊子の内容について、お気づきの点がありましたら、下記の問い合わせ先まで、ご連絡をお願いします。

多くの皆様のお力をお借りし、引き続き改訂作業を行っていく予定です。

<作成・発行・問い合わせ先>

認定特定非営利活動法人成年後見センターもりおか

〒020-0024 岩手県盛岡市菜園1丁目4番10号（第二産業会館3階）

電話・F a x 019-626-6112